

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉 主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課

介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給の申請に係る事実についての審査並びに支給決定の変更に関する事務における介護給付関係情報の情報連携の一時停止について

日頃より障害保健福祉行政の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給の申請に係る事実についての審査並びに支給決定の変更に関する事務における介護給付関係情報の情報連携については、平成29年7月向けデータ標準レイアウトの使用開始後実施できるようになりましたが、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の情報を取得する事務のうち下記の事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）の内容が正しく対応していないことが判明いたしました。

これらの事務について、速やかに省令を正しく改正する方向で検討中であり、それまでの間、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行わないようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨を管内市町村（特別区を含む。）に周知していただきますようお願いいたします。

#### 記

- ・ 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定（管理番号84-99）
- ・ 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定（管理番号84-117）

（連絡先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課 企画法令係

TEL:03-5253-1111（内線：3148）

Mail: [horei-shougai@mh1w.go.jp](mailto:horei-shougai@mh1w.go.jp)